

平成 29 年度 鹿児島地方最低賃金審議会  
第 4 回 鹿児島地方最低賃金審議会議事録

開催日時	平成 29 年 8 月 23 日 (水) 午前 8 時 30 分 ~ 午前 9 時 40 分
開催場所	鹿児島合同庁舎 第 2 会議室
出席者	公益代表委員 (5 名) 石塚孔信 竹中啓之 田畑恒春 野平康博 山本晃正 (敬称略)
	労働者代表委員 (4 名) 喜納浩信 下町和三 新内親典 松下 徹 (敬称略)
	使用者代表委員 (5 名) 岩重昌勝 岩元義弘 内 道雄 濱上剛一郎 森山麗子 (敬称略)
	事務局 (5 名) 江原労働局長 吉野労働基準部長 上ノ原賃金室長 平松賃金室長補佐 有村給付調査官
議題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 鹿児島県最低賃金の改正決定 (答申) に対する異議申出について</li> <li>2 鹿児島県最低賃金専門部会の廃止について</li> <li>3 平成 29 年度産業別最低賃金の改正決定の必要性の有無について</li> <li>4 平成 29 年度産業別最低賃金の改正決定について</li> <li>5 平成 29 年度産業別最低賃金に係る専門部会の運営について</li> <li>6 その他</li> </ol>
配付資料	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成 29 年度地域別最低賃金ランク別決定状況</li> <li>2 異議申出書 (写)</li> <li>3 専門部会審議経過本審報告書 (部会長)</li> <li>4 運営小委員会報告 (写) <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 自動車 (新車) 小売業</li> <li>(2) 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業</li> <li>(3) 百貨店、総合スーパー</li> </ol> </li> <li>5 平成 29 年度最低賃金基礎調査結果 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 自動車 (新車) 小売業</li> <li>(2) 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業</li> <li>(3) 百貨店、総合スーパー</li> </ol> </li> <li>6 鹿児島県産業別最低賃金の改定状況の推移 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 自動車 (新車) 小売業</li> <li>(2) 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業</li> <li>(3) 百貨店、総合スーパー</li> </ol> </li> <li>7 平成 28 年度産業別最低賃金の業種別決定状況 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 自動車 (新車) 小売業</li> <li>(2) 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業</li> <li>(3) 百貨店、総合スーパー</li> </ol> </li> </ol>

石塚会長

時間になりましたので、ただ今から第 4 回鹿児島地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、朝早くから出席していただきまして、ありがとうございます。

まず、この審議会の成立について、事務局から報告をお願いします。

上ノ原賃金室長

それでは、報告いたします。審議会は、「委員の3分の2以上または労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない」と規定されておりますが、本日は、公益側委員5名、労働者側委員4名、使用者側委員5名の14名の委員にご出席いただいておりますので、定足数を満たしており、本審議会は有効に成立しておりますのでご報告いたします。

石塚会長

ありがとうございます。この審議会は有効に成立しているということですので、これから審議を始めたいと思います。その前に、本日は傍聴希望者がおられるということですので、事務局から説明をお願いします。

上ノ原賃金室長

本審議会につきましては、原則として公開することとなっております。本日の審議会について、事務局で傍聴者を募集しましたところ、5名の方の申し込みがありまして、本日は4名の方がお越しになっております。ただ今、会場の外で待機をお願いしております。「審議会の公開は、会長が傍聴を認めることにより行うものとする」旨、規定されておりますので、後ほど会長にご判断をいただきたいと思います。また、マスコミ関係者の南日本新聞社の方が、審議会の撮影を希望されています。したがって、取材と撮影を認めるかにつきましても、あわせてご判断をお願いいたします。

石塚会長

この審議会の傍聴等は会長が判断することになっております。本日の議事の内容からして公開しても差し支えないと考えておりますので、傍聴を認めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

石塚会長

ありがとうございます。それでは、本日の審議会は、傍聴を認めることとしたいと思います。

います。もう一つ、取材と撮影の件ですけれども、これも認めることとしたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

石塚会長

ありがとうございます。それでは、傍聴と取材を認めることにしますので、事務局は、それぞれ希望の方を入室させてください。

(傍聴希望者と取材希望者が入室)

石塚会長

それでは、本日の議題は、皆さんのお手元の資料でございますように、その他も含めて6つございます。ということですので、早速議題に入りたいと思います。最初の議題は、「鹿児島県最低賃金の改正決定(答申)に対する異議申出について」です。この件に関しまして、事務局から説明をお願いします。

上ノ原賃金室長

異議申出に係る経過と今後の流れ等について、ご説明いたします。ご承知のとおり、鹿児島県最低賃金改正につきましては、鹿児島県最低賃金審議会及び県最賃専門部会での審議を経まして、8月7日に答申をいただいたところですが、その後、法令に従いまして、鹿児島合同庁舎掲示板に、答申内容に異議がある者は申出書を8月22日までに提出するよう公示を行い、あわせて鹿児島県内の各労働基準監督署に対しても通知を行い、監督署の掲示板にも掲示を行ったところでございます。このような経過を経て、お手元の資料番号2にございますとおり、8月21日に鹿児島県労働組合総連合、かごしま非正規連絡会及び鹿児島県医療労働組合連合会から異議申出書が提出されております。異議申出がなされた場合には、最低賃金法第12条の規定によりまして、「申出について、最低賃金審議会に意見を求めなければならない」と定められております。したがって、この後、鹿児島労働局長から異議申出に係る諮問をさせていただきますので、調査審議を行っていただいた後に、会長より答申をいただくという流れになりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

石塚会長

ありがとうございました。事務局の方から、異議申出についてのこれまでの経過と今後の流れについての説明がございましたけれども、これについてのご質問、ご意見等はございますか。

(質疑、意見なし)

石塚会長

それでは、局長から異議申出に係る諮問をお願いします。諮問文の写しが机に配付してありますので、ご覧いただきたいと思います。

(事務局は、諮問文(写)を配布した。)

江原労働局長

それでは、私の方から最低賃金審議会の意見に関する異議の申出につきまして、最低賃金法第12条に基づきまして、諮問をさせていただきます。では、諮問文を朗読いたします。

平成29年8月23日

鹿児島地方最低賃金審議会会長 石塚孔信 殿

鹿児島労働局長 江原由明

最低賃金審議会の意見に関する異議の申し出について(諮問)

標記について、鹿児島県労働組合総連合、かごしま非正規連絡会及び鹿児島県医療労働組合連合会から平成29年8月21日付けをもって、最低賃金法第12条による異議の申出がありましたので、貴審議会の意見を求めます。

よろしくをお願いします。

石塚会長

ただ今諮問を受けましたので、異議申出の内容についての調査審議をしたいと思います。まず、事務局から異議申出の内容等について、説明してください。

平松室長補佐

それでは、説明いたします。

異議申出書につきましては、お手元の資料 2 にその写しをお付けしておりますので、詳細につきましてはそれを御覧いただきたいと思いますが、まず当該異議申出につきましては、3件とも全て、異議申出期間内の8月22日までの申出であること、当該異議申出者は、当該意見に係る最低賃金の決定によって直接利害関係を生ずる個々の労働者を主たる構成員とする団体であることから、異議申出者等の要件を満たしていると認められます。次に異議申出の内容についてですが、まず鹿児島県労働組合総連合から提出されたものについては、「鹿児島県最低賃金額を737円とすることは不服で、時間額1,000円以上とすること」などを求めるものであって、異議申出の内容が明確に記載されております。

異議の申出の理由としては、添付資料のとおり、2010年雇用戦略対話の政労使合意である「2020年までに時給800円」への道筋を示すこと、県内の非正規労働者の暮らしや労働環境を見つめ直し、生計費原則の視点で審議すること、今年の各種データを見ると賃金の支払能力は良くなっており、目安に上積み出来ると考えられることなどが、挙げられております。内容については、確認をお願いします。

次に、鹿児島県労働組合総連合かごしま非正規連絡会から提出されたものについては、「鹿児島県最低賃金額を737円とすることは不服で、時間額1,000円以上とすること」を求めるものであって、異議申出の内容が明確であること、異議の申出の理由としては、添付資料のとおりでございます。内容については、確認をお願いします。

また、鹿児島県医療労働組合連合会から提出されたものについては、「鹿児島県最低賃金額を22円引上げ737円としたことは不服で、『早急に800円以下をなくし、2020年までに平均1,000円に』という雇用戦略対話の合意を達成するために再審議し、上積みを行うことを求めるものであって、異議申出の内容が明確に記載されています。異議の申出の理由としては、添付資料のとおり、時間額737円では、年間1800時間フルに働いても132万円程度にしかならず、年収200万円の貧困ラインにすら届かないこと、ワーキングプアの解消も、均等待遇への接近も、消費購買力の向上も、地域間格差の解消もはかることができないことなどが、挙げられております。内容については、確認をお願いします。

簡単ではございますが、以上で内容等の説明を終わります。

石塚会長

ありがとうございます。ただ今、お手元の資料2について説明していただきましたが、皆さん、今日資料を配付されたばかりでまだ熟読されておりませんので、これから15分程度時間をとりますからじっくり読んでいただいて、この三つの団体から提示されたものを吟味していただいて、その後でまた審議を続けたいと思います。

(15分間、申出書の内容が確認された。)

石塚会長

それでは、皆さん熟読していただいたと思いますので、この件に関して、異議申出に係る審議をこれから行っていきたいと思います。専門部会における審議状況については、8月7日に開催しました第3回目の本審の際に、竹中部会長代理から報告をいただいておりますが、異議申出がなされましたので、改めてこれまでの本審及び専門部会の調査審議の状況を事務局から説明していただきたいと思います。

平松室長補佐

それでは、本審、専門部会での調査審議状況について、説明させていただきたいと思います。お手元の資料3に、8月7日開催の第3回本審で資料として添付しました専門部会審議経過の部会長報告を、再度添付させていただきましたので、詳しい内容は、ご覧いただきたいと思いますが、第1回本審を6月30日に開催し、今年度の県最低賃金改定に係る諮問を行わせていただき、その後、7月28日に開催した第2回本審で、中賃による目安答申を伝達させていただきました。専門部会は7月21日、28日、8月2日、4日、7日まで5回に亘って開催し、改正審議が行われました。

専門部会での労使の主張については、資料3の審議経過をご覧いただきたいと思います。このような経過を踏まえて、全会一致に向けて慎重かつ熱心な審議を重ねてまいりましたが、労使双方の景況感、今後の景気への期待感及び賃金支払能力に対する考え方に開きがあり、金額の一致に至らなかったため、それまでの審議内容を総合的に勘案して「現行最低賃金715円を22円引上げて737円にする」という公益委員見解案が示されて採決した結果、賛成5名、反対3名(労働側全員反対)で、採決により「鹿児島県最低賃金を737円に改定すること」が専門部会の結論とされるに至り、8月5日の第3回本審で報告されたところでございます。

その後、第3回本審において、改めて専門部会報告書のとおり決定してよろしいかお諮りし採決を行った結果、賛成9名、反対5名で、専門部会報告書のとおり結論に達したところです。

以上のように、今年度も長時間、かつ慎重な審議を経て、答申を頂いたという経過でございます。以上です。

石塚会長

ただ今、事務局から本年度の本審、専門部会での審議経過等を説明していただきましたが、これらも踏まえて、今皆さんのお手元にある異議申出の内容に対するご意見等がございましたら、ご発言をお願いします。

新内委員

異議申出書、特に資料2の1枚目と2枚目はおっしゃるとおり、異議申し出の内容については、そのとおりであろうかとは思いますが、異議申し出の趣旨にあることは、すべてではありませんが、専門部会で労側が主張してきたことであります。そして、それを受け止めた公益見解が出ていると思っておりますので、趣旨を踏まえた上での公益見解だと思っておりますので、労側としては、「金額の多い、少ない、高い、低いということについての異議は認めるべきではない。審議の過程で重要な見落としがあった場合には、認める場合もあるかもしれませんが、金額の高い、低いということでは認めるべきではない。」という基本的なスタンスがありますので、異議の申し出については却下すべきだと思っております。以上です。

石塚会長

ありがとうございます。他にございますか。使側の方はどうですか。

濱上委員

使側としては、却下していただきたいと思えます。

石塚会長

他にございませんか。

(意見なし)

石塚会長

それでは、今回の3件の異議申し出につきましては、今、労使双方から、審議の中で議論を経ていることであり、すでに十分調査審議済みである、8月7日付で答申した原意見のとおり決定することが適当である、といったご意見だったと思います。

それでは、お諮りいたします。本件、鹿児島県労働組合総連合、かごしま非正規連絡会及び鹿児島県医療労働組合連合会の異議申し出については、当審議会の結論としては、「すでに十分調査審議済みであって、8月7日付で答申した原意見のとおり決定することが適当である」としてよろしいですか。

(異議なし)

石塚会長

それでは、当審議会の結論は、「8月7日付け答申のとおり、決定することが適当である」ということにいたします。事務局が答申文を作成する間、5分程度休憩したいと思います。9時ぐらいから再開したいと思います。よろしくお願いします。

(休憩)

(事務局は、答申文(写)を配布した。)

石塚会長

それでは、再開します。異議申し出に関して諮問があったことに対する答申分を読み上げますので、局長、前の方へ来ていただいてよろしいですか。

平成29年8月23日

鹿児島労働局長 江原由明 殿

鹿児島地方最低賃金審議会 会長 石塚孔信

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申し出について(答申)

平成29年8月23日貴職から、8月7日付け鹿児島県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する鹿児島県労働組合総連合、鹿児島県労働組合総連合かごしま非正規連絡会及び鹿児島県医療労働組合連合会からの異議申出に関し意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

#### 記

平成29年8月7日付け答申どおりに決定することが適当である。

以上であります。

江原労働局長

どうもありがとうございました。

石塚会長

それでは、2番目の議題に入ります。2番目の議題は「鹿児島県最低賃金専門部会の廃止について」、この件に関して事務局から説明をお願いします。

上ノ原室長

それではご説明いたします。鹿児島県最低賃金専門部会は、6月30日の県最賃改正の諮問を受けて設けられ、臨時を含めて計5回にわたり開催いたしまして、8月7日の第3回本審の場で部会報告を行い、採決の上、会長より答申が行われたところでございます。その答申について異議申出がなされ、本日審議していただきました結果、8月7日の答申どおりという結論をいただき、県最賃専門部会としての役割が本日をもって終了したのと思います。最低賃金審議会令第6条第7項では「最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。」と規定されており、既にその任務を終了したと思われることから、本年度の専門部会につきましては、本日をもって廃止してはどうかという提案でございます。

どうぞご審議をよろしくお願い申し上げます。

石塚会長

ただ今、事務局より平成29年度鹿児島県最低賃金専門部会は、その任務を終えたという

ことで、廃止してはどうかという提案がありましたが、廃止するというところでよろしいですか。

(異議なし)

石塚会長

それでは、平成29年度鹿児島県最低賃金専門部会は、本日をもって廃止することといたします。

続きまして、3番目の議題、「平成29年度産業別最低賃金の改正決定の必要性の有無について」の審議に入ります。これにつきましては、8月17日、18日に開催されました運営小委員会で審議がなされております。田畑委員長から報告をお願いしたいと思います。

田畑運営小委員会委員長

産業別最低賃金の改正の申出は、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、それから「自動車(新車)小売業」及び「百貨店、総合スーパー」の3件について提出されました。7月28日に開催されました第2回本審の際に、鹿児島労働局長から改正決定の必要性の有無について諮問を受けております。このため、8月17日、18日に運営小委員会を開催しまして、申し出のあった3件の産業別最低賃金の改正決定の必要性の有無について、関係労使の方々と交えて審議いたしました。

その結果、自動車(新車)小売業と電気部品製造業関係の2件については、全会一致で「改正決定の必要性あり」との結論になりました。しかしながら、「百貨店、総合スーパー」については、労使各側から意見等を伺いましたが、改正決定の必要性の有無について、全会一致での結論が得られなかったことから、「全会一致に至らないので、必要性ありとすることはできない」という結論になりました。

報告書の内容は、お手元の資料番号4の(1)、(2)及び(3)の報告書の写しのとおりとなっておりますので、ご覧ください。

それでは、資料を読み上げます。まず、資料4の(1)です。

平成29年8月18日

鹿児島地方最低賃金審議会会長 石塚孔信 殿

鹿児島地方最低賃金審議会運営小委員会委員長 田畑恒春

鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、平成29年7月28日鹿児島地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を重ねた結果、鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金について、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員、田畑恒春、竹中啓之、野平康博  
労働者代表委員、喜納浩信、下町和三、新内親典  
使用者代表委員、岩重昌勝、内道雄、瀧上剛一郎

続いて、資料4の（2）をご覧ください。

平成29年8月18日

鹿児島地方最低賃金審議会会長 石塚孔信 殿

鹿児島地方最低賃金審議会運営小委員会委員長 田畑恒春

鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、平成29年7月28日鹿児島地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を重ねた結果、鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、下記のとおりである。

これは前と一緒ですので、省略いたします。

最後に、資料4の（3）をご覧ください。

平成29年8月18日

鹿児島地方最低賃金審議会会長 石塚孔信 殿

鹿児島地方最低賃金審議会運営小委員会委員長 田畑恒春

鹿児島県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、平成29年7月28日鹿児島地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を重ねた結果、鹿児島県百貨店、総合スーパー最低賃金について、全

会一致に至らなかったので必要性有りとする事はできないとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、下記のとおりである。

これは前と一緒にしたので、省略いたします。

以上です。

それでは、私から会長へ、報告書をお渡しします。

( 報告書を石塚会長に手渡した。 )

田畑運営小委員会委員長

なお、運営小委員会の結論の報告に際して、運営小委員会の審議の中で議論された、労使各側の主な主張も報告することになっておりますので、併せて報告します。労使各側の主な主張の報告メモは、机にお配りしてありますので、ご覧いただきたいと思います。それでは読み上げます。平成29年度運営小委員会労使の主な主張です。

まず、自動車（新車）小売業です。

労働者側の主張は、自動車産業は日本の基幹産業であり、持続的に産業・企業の競争力を維持・向上させるためには、「労働の質の高さ」に相応しい労働条件を実現していくことで、産業全体の底上げを図り、労働者の意欲と活力を高めていく必要がある。自動車小売業で働く労働者3,298人のうち労使交渉による協定で保護される労働者は1,744人と約半数であり、残り半数の労働者にとっては、産業別最賃が賃金の下支えになっている。自動車小売業を取り巻く環境は、厳しさは続いているが、個々の企業努力と合わせて人の意欲・活力を持続させ、さらに次世代を担う優秀な人材確保の重要性は加速しており、県最賃に対する水準的優位性を維持・拡大する必要がある。産業別最賃は関係労使のイニシアティブにより、基幹労働者を対象に設定され、賃金の不当な切り下げや低賃金を抑制し、公正な競争を確保し、産業の健全な発展にも寄与するためにも自動車（新車）小売業にふさわしい水準で産業別最賃を設定していくことが重要である。当県においては、ここ数年、引上げが継続されてきたが、個別企業労使が交渉結果を踏まえて締結した企業内最低賃金協定との格差、全国に比べて低い金額、影響率の問題等、まだまだ課題は残っており、関係労使が自動車小売業を取り巻くさまざまな問題について議論するためにも、専門部会を設置してほしいということです。

これに対して、使用者側の主張は、金額の引上げを前提とせず、労使の認識を共有する意見交換の場を設けるというスタンスであれば、審議することに異論はないということです。これが自動車（新車）小売業の労使の主張です。

続いて、電気部品製造業関係です。

労働者側の主張は、産業別最低賃金は、関係労使のイニシアティブ発揮による「公正な賃金決定の促進による労働条件の向上」「事業の公正競争の確保」を目的とし、「団体交渉の補完・代替」の役割を担っている。同一労働同一賃金推進法（職務に応じた待遇の確保）の附帯決議において「特定最低賃金の活用について検討を行うこと」とされていることなどから、その役割が重要になっており、企業内最低賃金に準拠した水準への早期実現を目指すなど、地域別最低賃金に対する優位性の確保を図ることが差し迫った課題である。電機連合の加盟組合が2017闘争において引上げを図った産業別最低賃金を産業別最低賃金の取組に連動させ、未組織労働者を含む電機労働者全体に波及させることは社会的に重要な取組と考えているということです。

これに対して使用者側の主張は、金額の引上げを前提とせず、労使の認識を共有する意見交換の場を設けるというスタンスであれば、審議することに異論はない。これが電気部品製造業関係の労使の主張です。

最後に、百貨店、総合スーパー関係です。

労働者側の主張は、県外資本が入っており、人手不足も深刻で県内企業は人材確保ができない状況にある。百貨店等で働く労働者には、商品知識、顧客対応、商品発注等の知識が必要とされ、それに対応出来る人材の確保が必要である。鹿児島県の百貨店、総合スーパーの位置づけは、今後も地域の発展のため必要不可欠である。業界の将来を見据えて、この産業がどうあるべきか、人材確保、その他の課題等の議論の場を設定することは必要である。

これに対して使用者側の主張は、商環境を取り巻く環境に対しては、労使共通した認識であるが、昨年より厳しい状況になっている。地域別最賃が労使で決めていた水準以上に引き上げられており、賃金の下支えとなる地域別最賃と特定最賃というセーフティネットは、2つは要らない。地域別最賃が上がってきており、産業別最賃の必要性はなくなっている。以上が百貨店、総合スーパーの労使の主張です。

以上が運営小委員会での労使の主な主張となります。以上です。

石塚会長

ありがとうございます。それでは、今の田畑委員長からの報告を踏まえて、各産業別最低賃金の改正決定の必要性の有無について審議いたします。ただ今の報告について、ご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

(質疑、意見なし)

石塚会長

それでは、ご意見がないようですので、皆様にお諮りします。8月7日の第2回本審において、鹿児島労働局長から諮問を受けております自動車(新車)小売業を始めとする3件の産業別最低賃金についての改正決定の必要性の有無につきましては、運営小委員会の結論を受けまして、当審議会においても、自動車(新車)小売業と電気関係については必要性あり、百貨店、総合スーパーは全会一致に至らなかったため必要性ありとすることはできないとして、決定してもよろしいですか。

(異議なし)

石塚会長

ありがとうございました。それでは、当審議会は運営小委員会における結論と同じ結論に決定いたしましたので、これより鹿児島労働局長に答申したいと思いますが、事務局は答申文を準備してください。

(事務局は、答申文(写)を配付した。)

石塚会長

それでは、答申文をお渡ししますので、局長、前の方へお願いします。

平成29年8月23日

鹿児島労働局長 江原由明 殿

鹿児島最低賃金審議会会長 石塚孔信

鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、平成29年7月28日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった鹿児島県自動車（新車）小売業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

それから、つづきまして、

平成29年8月23日

鹿児島労働局長 江原由明 殿

鹿児島最低賃金審議会会長 石塚孔信

鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、平成29年7月28日付けをもって、最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

それから、最後に、

平成29年8月23日

鹿児島労働局長 江原 由明 殿

鹿児島地方最低賃金審議会会長 石塚 孔信

鹿児島県百貨店，総合スーパー最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、平成29年7月28日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった鹿児島県百貨店，総合スーパーに係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、鹿児島県百貨店，総合スーパー最低賃金について改正決定する必要性について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったので答申する。

以上でございます。

（答申文を局長に手渡した）

以上で、3番目の議題の「平成29年度産業別最低賃金の改正決定の必要性の有無について」の審議を終了いたします。

次は、4番目の議題、「平成29年度産業別最低賃金の改正決定について」です。それでは、産業別最低賃金の改正決定について、諮問をお願いします。

(事務局は、諮問文(写)を配付した。)

江原労働局長

ただ今、自動車(新車)小売業と電気関係との2件の産業別最低賃金の改正決定の必要性につきましては、必要性ありの答申をいただきましたので、早速ではございますが、これら2件の産業別最低賃金の改正決定につきまして、諮問させていただきます。

それでは諮問文を読み上げます。

平成29年8月23日

鹿児島地方最低賃金審議会会長 石塚孔信 殿

鹿児島労働局長 江原由明

最低賃金の改正決定について(諮問)

最低賃金法第15条第2項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会に調査審議をお願いします。

記

鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金(平成20年鹿児島労働局最低賃金公示第4号)

鹿児島県自動車(新車)小売業最低賃金(平成20年鹿児島労働局最低賃金公示第2号)

以上でございます。

よろしく願いいたします。

石塚会長

ただ今、自動車(新車)小売業と電気関係の2件の産業別最低賃金の改正決定について諮問を受けました。これら2件の審議を行うことに際しましては、最低賃金法第25条第2項に基づきまして、専門部会を設置することになります。本日の諮問を受けまして、今後は各専門部会での審議となりますので、よろしく願いいたします。

次は、議題5「平成29年度産業別最低賃金に係る専門部会の運営について」です。従来、産業別最低賃金の改正決定につきましては、全会一致を目指すべきものとされております。最低賃金審議会令第6条第5項を適用して、「専門部会の決議が全会一致である場合は、その専門部会の決議をもって、本審の決議とする」という取扱いをして参りました。今回諮問を受けました2つの産業別最低賃金の改正につきましても、これまでと同様の取扱いをしたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

石塚会長

ありがとうございます。それでは、全会一致の場合は、専門部会の決議をもって本審の決議とすることにします。

最後の議題は「その他」となっておりますが、何か委員の皆様方からご意見、ご要望等はありませんか。

新内委員

専門部会の廃止の確認はしなくてもいいですか。

平松室長補佐

今、新内委員からお話ございましたが、産業別最低賃金の専門部会は、全会一致で結論が得られた場合には、第5回本審を開催することなく、専門部会の決議をもって、本審の決議とするという取り扱いを決めていただくこととなります。その産業別専門部会の廃止について、今、お話がありましたが、専門部会が全会一致で結論に至った場合は、専門部会の終了後直ちに合同庁舎の掲示板に異議の申し出に係る掲示を行いまして、異議の申し出がなかった場合は、その締切日の翌日をもってその専門部会は廃止になるという流れになっています。

石塚会長

専門部会の廃止の手続きですね。

上ノ原賃金室長

この後、産業別最低賃金の専門部会の設置・廃止について、説明をすることになっておりまして、その際に産業別最低賃金の専門部会の廃止についてもお審議いただくことになっています。

石塚会長

12月と3月に本審を開催することについての説明がこの後にあることになっていますので、そのところと関わりがあるのですね。

平松室長補佐

そうです。産業別最低賃金の改正決定等に係る今後の日程について、改めてご説明いたします。

本日、改正決定の諮問をさせていただきました2つの産業別最低賃金につきましては、各専門部会委員の推薦の公示を本日から早速行いますので、委員の推薦は9月8日金曜までをお願いしたいと考えております。また、諮問に対する関係労使の意見の聴取に係る公示につきましても本日いたしますが、意見の公示につきましては、締切を9月15日金曜日までと考えております。

年内発効のためには、それに間に合う最終の結審日が11月1日水曜日となっておりまして、早期に発効できるよう、各専門部会は9月下旬から開催していくということで、現在、日程調整を行わせていただいております。どうぞご協力をよろしくお願い申し上げます。産業別最低賃金につきましては、関係労使のイニシアティブにより設定されるという性格から、全会一致に至るよう努力することが望ましいとされておりますが、万が一、全会一致に至らず採決となった場合は、その後で再度、第5回に当たる本審を開催することになります。専門部会を進めていく中で、必要に応じて第5回本審の日程を調整させていただく場合もございます。その際には、どうぞご協力いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、今後の本審の予定について説明させていただきます。第1回の本審におきまして、年間の運営予定を資料としてお出しして提案させていただきました。この中でわかりのとおり、定例的な本審としましては本日が最後となります。

その理由は次のとおりでございます。平成17年度までは12月と3月にもそれぞれ本審

を開催しておりましたが、平成18年度からは、これらの本審を省略してきている経緯がございます。省略の理由としまして、12月に本審を開催する場合には、各産業別専門部会が結審して、専門部会がその役目を終えている時期に当たりますので、各産業別専門部会からの報告と専門部会の廃止が主な議題となってまいります。しかしながら、産業別専門部会の報告につきましては、専門部会の結審後、遅滞なく速やかに会長宛てに専門部会報告を送らせていただくという方法によって、代替措置を講じることが可能でございます。また、各専門部会の廃止につきましては、その任務を終了したときは、任務を終了した時点で廃止できることになっておりまして、各専門部会が結審し、異議申出がなかった場合には、異議申出締切日の翌日をもって廃止するという旨を、あらかじめ本審で議決しておくことによって対応可能であることから、そのような手続をとることで、例年どおり、12月の本審は省略できるのではないかと考えておるところでございます。

なお、異議申出があった場合には、地域別最賃と同様に局長が諮問いたしまして、本審の場でご審議いただくこととなりますので、その本審において産業別専門部会の廃止を議決していただければ足りるのではないかと考えてございます。

また、3月に本審を開催する場合、来年度の審議会運営についての概要の説明や、あるいは次年度の産業別最賃の改正等に係る関係労使からの意向表明の報告などが主な議題として考えられますが、これにつきましても先ほどと同様に、事務局のほうで資料を取りまとめまして、各委員に宛てた文書でお知らせするという方法によって、代替措置を講じることが可能でありますことから、3月の本審も省略できるのではないかと考えておるところでございます。

以上を踏まえて、今年度におきましても、これまで同様12月及び3月の本審を省略するという点について、ご審議をお願いいたします。

なお、省略するとした場合でも、今後、審議会の場で審議しなければならないような事項が出てくる可能性がございまして、そのような場合には、事務局から速やかに会長にお伝えして、会長にご判断いただいた上で、審議会を招集するという点も当然あり得ます。どうぞその点につきましてもお含みおきいただきますように、よろしく願い申し上げます。説明は以上でございます。

石塚会長

ありがとうございます。今の提案を要約しますと、1つ目は、産業別最低賃金の専門部

会で全会一致に至らなかった場合には、本審を再度開催することになるが、その本審の日程は、各専門部会の審議状況を見て調整したいということ、2つ目は、平成17年度までは、12月と3月に定例的な本審を開催していたが、18年度以降はこれを省略しており、本年度も12月と3月の本審は省略してはいかがかということです。

そのために、1点目、まず決めておかなければならないことは、結審した各専門部会の廃止手続について、異議の申出がなかった場合、その異議申出締切日の翌日をもって廃止するというのを、あらかじめこの本審で決めておく必要があるということ、2点目、本審を省略するための代替措置として、本審で行っていた各部会長の報告や産業別最賃の意向表明などは、事務局からのいろいろな報告や説明などについては、12月の時期や3月中にそれぞれ文書で行うということになるということです。

この2つの取り扱いについて、ご異議、ご意見等はございませんか。先ほど、新内委員からご質問があった内容です。

(異議、意見なし)

石塚会長

それでは、第5回本審の日程は、各専門部会の審議状況を見て、事務局の方で調整してもらうということになりますので、よろしく願います。なお、全ての産業別で全会一致の場合は、第5回本審は開催しないことになりますが、第5回本審を開催しないことについては、事務局から委員の皆様へ連絡をお願いするというところでよろしく願います。本審で行う各部会長の報告や産業別最賃についての意向表明など、事務局からのいろいろな報告等については、12月、3月に文書で行うとする取り扱いで、12月と3月の本審は省略しても特に問題ないと思いますが、如何でしょうか。

(異議なし)

石塚会長

それでは、事務局提案どおりの措置を講じることを前提に、本年度も今後の本審は省略することに決定いたしました。

なお、これにかかわらず審議する議題が生じた場合は、事務局へお知らせください。必

要に応じて私の判断で審議会を開催する可能性があることについては言うまでもありませんので、念のため申し上げます。

他には何かありますか。

(質疑、意見なし)

石塚会長

それでは、無いようですので、以上で本日の審議会は終了します。

最後に議事録署名人を指名します。労側は新内委員、使側は濱上委員をお願いします。

本日は、長時間にわたり、ありがとうございました。

議事録署名

会 長

---

労働者代表委員

---

使用者代表委員

---